

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 4 年 5 月 3 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成23年12月20日	508,620円	足立区大谷田在住者	平成19年11月15日午後1時10分頃、足立区立おおやた幼保園での育成中に、同園園庭でゲームボックスの上に乗って遊んでいた相手方が転落し、右腕骨折の傷害を負った。
平成24年3月2日	131,250円	足立区伊興本町在住者	平成24年2月4日、足立区立伊興北の根公園の利用者が使用していたボールが、相手方が所有する建物の2階屋根部雨樋に当たり、破損の損害を与えた。